

令和7年11月27日
健康福祉政策課 感染症対策担当
担当者 福井、平野
内線 1840、1845 直通 0952-25-7075
E-mail: kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp

インフルエンザ流行発生「注意報」を発表します ～県内でインフルエンザの流行が拡大しています～

佐賀県感染症発生動向調査（第47週：令和7年11月17日～11月23日）において、インフルエンザの定点医療機関当たりの患者報告数^{（注）}が14.25（全患者報告数342人）となり、流行発生注意報の開始基準値である「10」を超えたことから流行発生注意報を発表します。

今後も更なる患者数の増加と集団生活の場における感染拡大が懸念されます。

特に、子ども、高齢者、妊娠中の方、基礎疾患をお持ちの方は、重症化することがありますので、一層の注意が必要です。

（注）

- ・定点医療機関とは、感染症の発生状況を知るために対象感染症ごとに一定の基準に従って県が各地区に定めた医療機関のことです。
- ・定点医療機関当たりの患者報告数とは、一週間に一か所の定点医療機関でどのくらいの患者がいたかを表すもので、全患者報告数を定点医療機関数（24医療機関）で除した値となります。

記

1 予防方法

- 石鹸を使ってこまめに手を洗いましょう。
- 咳エチケットを守りましょう。
- こまめに換気を行いましょう。
- 日頃から、十分な栄養と休養をとり、規則正しい生活を心がけましょう。
- 周囲でインフルエンザの流行がみられるときは、特に注意し、毎日の体温測定など健康観察を行い、早期発見に努めましょう。
- できるだけ人混みを避けましょう。
- インフルエンザワクチンは、発症予防もしくは重症化予防に有効とされていますので、接種を希望される場合は、かかりつけ医等に御相談ください。

2 かかったと思われる場合

- 38℃以上の発熱、全身の倦怠感、頭痛、関節痛などが急激に表れた場合は、早めに医療機関を受診しましょう。
受診の際は事前に医療機関に電話をしましょう。
発症から48時間以内であれば、抗インフルエンザウイルス薬が有効とされています。治療については、かかりつけ医等に相談しましょう。
- 咳があるときは、マスクを着用しましょう。
特に医療機関を受診する際は、他の患者への感染防止のため、マスクを着用してください。
- 外出を控え、医師の指示に従い療養しましょう。

○次のような症状がある場合は、すぐに医師に相談しましょう。

<小児>

- ・呼吸が速い、息苦しそうにしている。
- ・顔色が悪い（土気色、青白いなど）。
- ・嘔吐や下痢が続いている。
- ・落ち着きがない、遊ばない、反応が鈍い。
- ・症状が長引き、悪化してきた。
- ・けいれん、意識障害（視線が合わない、眠り続ける等）、異常な言動がある。

<大人>

- ・呼吸困難又は息切れがある。
- ・胸の痛みが続いている。
- ・嘔吐や下痢が続いている。
- ・3日以上、発熱が続いている。
- ・症状が長引き、悪化してきた。

3 学校・幼稚園、社会福祉施設等関係者の皆様へ

- 日頃から幼児、児童生徒、入所者の発熱等の健康観察を行い、有症状者に対しては、早期受診を勧奨してください。
- 施設内へウイルスが持ち込まれないよう対策を講じてください。
 - ・教職員、施設職員は、日頃から自身の健康管理に努め、自身が感染源にならないようにしてください。
 - ・施設においては、面会者等にインフルエンザ様症状の有無をチェックするなど注意喚起をしてください。
- 定期的に窓を開放するなどこまめに換気を行ってください。
- インフルエンザの集団発生が疑われる場合は、学校医や施設医等に報告するとともに、最寄りの保健福祉事務所へ御相談ください。

【参考】 《流行期入り発表の時期》

シーズン	流行入り	注意報	警報
2025～2026	2025 年 11 月 6 日	2025 年 11 月 27 日(今日)	
2024～2025	2024 年 11 月 20 日	2024 年 12 月 11 日	2024 年 12 月 25 日
2023～2024	※1	2023 年 9 月 21 日	2023 年 11 月 15 日
2022～2023	2023 年 1 月 6 日	2023 年 1 月 12 日	
2021～2022	※2		
2020～2021	※2		
2019～2020	2019 年 9 月 19 日	2019 年 12 月 18 日	
2018～2019	2018 年 12 月 19 日	2019 年 1 月 9 日	2019 年 1 月 17 日
2017～2018	2017 年 11 月 29 日	2017 年 12 月 20 日	2018 年 1 月 17 日
2016～2017	2016 年 12 月 7 日	2017 年 1 月 18 日	2017 年 1 月 25 日
2015～2016	2016 年 1 月 20 日	2016 年 2 月 3 日	2016 年 2 月 10 日
2014～2015	2014 年 12 月 10 日	2015 年 1 月 7 日	2015 年 1 月 15 日
2013～2014	2013 年 12 月 4 日	2014 年 1 月 22 日	2014 年 1 月 29 日
2012～2013	2012 年 10 月 31 日	2013 年 1 月 9 日	2013 年 1 月 23 日

※1 2023 年第 36 週（2023 年 9 月 4 日～9 月 10 日）から 2023～2024 シーズンとなりましたが、第 30 週（2023 年 7 月 24 日～30 日）以降、流行入りの目安である「1」を超えた状況が続いていました。

※2 シーズンを通して、流行入りの目安である「1」未満であり「流行入り」していません。

【参考】

- ・厚生労働省「インフルエンザ（総合ページ）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/infuenza/index.html

【参考】 《感染症発生動向調査に基づく流行の注意報・警報とは》

佐賀県では、インフルエンザの流行レベルごとに県民に注意喚起を行っています。各流行レベルの基準は、1 医療機関当たりの患者報告数（定点報告数）が下表の基準を超えた場合です。

〔基準〕

流行入り	注意報	警報開始	警報継続
1	10	30	10

※流行発生注意報の解除

流行発生警報の開始基準値（30）に達したとき、または、定点報告数の県全体の平均値が流行発生注意報の基準値（10）を下回ったとき、自動的に解除されます。